

2023年12月8日（金） 一般質問（寺井）持ち時間 25分(3700文字程度)

12/5- 最終稿

【1回目登壇】

みなさんこんにちは。日本維新の会の寺井大地です。本市防災の取組についてと、未成年の消費者トラブルについて質問させていただきます。先輩・同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間御静聴を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

質問に移る前に、先日神戸地検に在宅起訴された光本氏に一言申しあげます。

我々議員は、市民一人一人から選ばれた市民の代表であります。

行政を監視し、政策提案を通じ、この尼崎市をより良いものに導くことが、我々の責務であります。だからこそ、我々は市民に対し誠実であり、公正であり、市民の声を真剣に受け止め、約束を実行し、説明することが求められます。

あなたはどのようなのでしょうか？

政務活動費検証等特別委員会では、さまざまな理由で説明を拒み、尼崎市議会議員政治倫理審査会では過去の説明を翻すなど、全てが不誠実であり、説明責任から逃がれ、議員として不適格であることは、間違いありません。本来であれば、3期目の議員として議会の引っ張っていくべき存在であるはずなのに、議会の足を引っ張っているのがあなたです。即刻、辞職してください。

それでは、質問に移らせていただきます。

防災の取り組みについてお伺いします。

皆様ご存知の通り、直近 30 年以内に 70～80%の確率で南海トラフ大地震が発生すると予測されています。2014 年に南海トラフ巨大地震の被害想定などを含む基本計画が公表されてから、少子高齢化・インフラの老朽化・建物の高層化など 10 年あまりで様々な状況が変化しています。国では令和 6 年に計画最終年となることから、想定見直しが進んでいる状況です。災害時は、防災関係機関だけでは救出・救護・避難誘導などに限界があり、市民や事業者、自主防災組織等の地域団体も、地域特性に応じた自主防災活動ができるよう、平時から防災意識の向上や体制整備が重要です。様々な災害を想定しなければなりません。今回の質問では、南海トラフ大地震を中心に質問をさせていただきます。

お伺いします。

Q1-1.

日頃からの防災に関する啓発をはじめ、危機管理体制の強化や備蓄物資や避難場所の確保、災害発生時の災害対策本部の運営など、その取組は多岐にわたると思いますが、近年どのような取組を行ってきたのかお伺いします。

次に、消費者トラブルについてお伺いします。

Q2-1 本市の消費生活センターは、消費生活相談により市民を消費者被害から守る、という役割を果たしていただいておりますが、これまで本市で年間どの程度の相談が寄せられているのでしょうか。主な相談内容と、その割合について教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

2問目からは一問一答方式で行います。

【2 回目登壇】

御答弁ありがとうございました。防災について、より細かくお聞きをしていきます。

本日この場で質問させていただく前に、防災に関する研修や講座、他自治体の議員との意見交換などをさまざまさせて頂きました。その中で感じたことは、本市の防災の取り組みは決して他自治体に遅れをとっているようなものではなく、むしろしっかりと力を入れてくださっていると感じました。それでも、南海トラフ大地震を見据えた時に、本当に今の体制で十分なのか、それを本日確認させて頂きたいと思っています。

災害発生時で最も重要なのは初動対応だと考えています。尼崎市地域防災計画では、防災体制について決められていますが、この防災体制が十分に機能するには、どの程度の人員が必要なのでしょうか。東日本大震災で津波の被害を受けたある自治体の町長のお話では（岩手県大槌町）、当時のその自治体の防災計画は「全員が活着ている前提」で作成されており、大災害時の人員の想定ができていなかったそうです。本市職員は半数近くが市外に住む上、阪神淡路大震災のように広範囲に及ぶ大災害があれば、死者も出るかもしれませんし、交通網がやられ移動ができない可能性もあります。

Q1-2 ここでお伺いします。

本市の初動対応における人員確保に向けた取り組みの状況を教えてください。

1~3 号配備してる。極力みんな来ることルールにしてる。	災害はシーンで異なる。
地域防災計画に「職員の動員」について細かく書いてあることは承知している。本部機能はもちろん、令和4年4月のデータでは、指定避難場所は84つある。しっかり運営できるように。	

Q1-3 本市には尼ロックがあり、津波を食い止める機能があるものの、南海トラフ巨大地震・津波の被害想定では、強振動による液状化に伴い、防潮堤等の防潮施設が沈下し、津波が防潮堤を越えた場合、尼崎閘門の内側に海水が流入することにより、広く浸水する想定となっています。これに対して現時点の課題と対策について教えてください。

南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムでやってる	
東日本大震災の発生と教訓として、「想定外は許されない、命を守る行動の徹底」。 尼崎市は阪神地域で最も津波の高さが高い	

と想定されている。	
-----------	--

多くの建物が被害を受け、避難所に避難される方は約 38,000 人と想定されておりますが、食料や飲料水など生活に必要な物資を備蓄していくことが大切です。

Q1-4 ここで伺います。

本市が取り組んで来られた備蓄の状況と、把握している課題について教えてください。

分散配置している。Amazon も提携してる	
分散配置してくださっているが、全ての学校には至っておらず、それに災害時に備蓄を他の避難所に運搬するのを行政が担うと聞いています。想定以上の災害が来たときそれが機能するとは思えません。3 階以上の場所の確保が難しいと聞きますが、ぜひ、全小学校区に備蓄を配備するよう要望させていただきます。	

Q1-5

次に、大災害時の復興時に問題となるのがゴミの置き場ですが、本市において大災害時のゴミの置き場はどのように決められているのでしょうか。御所見をお伺いします。

魚釣り市場のところとか、ベイコムとか	
津波が来た時あそこは使えるかはわからない。置き場がないと、行政が用意したところではない場所に勝手に置き始めてしまい、それが民地だと対応が非常に難しいと聞いている。しっかりゴミの置き場も数パターン検討してほしい。	

Q1-6

東日本大震災では、技術職員にも被害が出てしまい、体験やノウハウを持つ方の確保が難しく、例えば水道管がどこにあるかもわからない等の技術的な問題があったそうです。そういった時に、退職されている OB 等にも協力をお願いする必要がある可能性もあると思います。災害時における技術職員の確保は重要なことだと考えます。本市の地域防災計画ではそこまでの言及はありませんが、当局のご見解をお伺いします。

普段から連携をとっている	県など外部を頼る。
例えば、大災害時の調査には、災害復旧に関する知識を有した測量技術者が必要であったりする。	県との連携が非常に重要と聞いている。日頃から県との連携をお願いします。兵庫県防災エキスパートの派遣もある。

復興時には、罹災証明書の発行などのサービスも行政が担わなければなりません。本市における罹災証明書の発行数は、阪神淡路大震災の時は平成9年のデータで約11万8000件、平成30年の台風21号の時は2,000件を超える発行があった一方で、令和4年度に発行した罹災証明書は6件と、平時と災害時では罹災証明書にかかる事務量に大きな違いがあります。

また、南海トラフ大地震の被害想定を確認すると、揺れによる建物被害は1,229棟・半壊は9,402棟、液状化による被害は8,722棟、津波による建物被害は全壊515棟・半壊13,408棟、避難者は38,817人という想定がそれぞれ出ており、罹災証明書などの事務量も多くなることが推測されます。

大災害時の限られた人員の中で、こういった事務量の増加に対し事前に対策を打つために、防災DXの観点からご提案をさせていただきます。

Q1-7

内閣府ではクラウド型被災者支援システムを促進しており、令和7年度まで導入や運用に対し補助を実施しています。その中では、住民票や戸籍と同様に、コンビニで罹災証明書が出せるようになるようです。防災DXを念頭に、こういった取り組みをどのように捉えられているか、ご所見をお伺いします。

クラウド型被災者支援システムについては、まだまだ経費も高く、導入実績も少ないため様子見、というところだと推察しますが、大災害はいつ発生するかわかりません。罹災証明書がなければ、各種届出や保険申請などができず、早く回復させたい市民にとって迅速な発行が求められますが、大災害時に限られた職員で対応するのは非常に大変だと考えられます。防災DX官民共創協議会が立ち上がり、災害時に向けてDX化を進める流れもありますので、他都市がやっていないからやらない、ではなく阪神淡路大震災を体験している本市だからこそ、ぜひ先進的に取り組んでいただきたいと思います。

Q1-8

次に、平時より地域の方々に意識を持ってもらうため、防災訓練も非常に重要となりますが、本市はどのような工夫をして、防災総合訓練を実施してこられたか教えてください。

Q1-9 近年住民参加型・体験型アトラクションのような防災総合訓練もあります。参考資料をご覧ください。脱出ゲームのようなもので、お話を聞くと、市民にとっても楽しく、一度参加すれば、楽しくて記憶に残りやすいとのことでした。ぜひこういった取り組みも検討していただきたいと思うのですがどうでしょうか。

防災については、要配慮者等への個別避難計画の作成や、マイ避難カードの作成など重要な一方でなかなか難しく進んでいないという点などもあると思います。そういった取り組みも、めげず、しっかり進めて頂きたいと要望をして、次は消費者トラブルについて順次お伺いしていきます。

ご答弁では、令和4年度は3,790件の相談があり、インターネットの通信販売による定期購入の相談件数が最も多いということでした。最新の総務省の調査によると、スマートフォンを保有する人のいる世帯は88.6%であり、個人のインターネットの利用状況では、13歳から59歳の各年齢の実に9割を超えておりますこのように誰もがスマートフォンなどを使って気軽に買物ができ、契約を簡単に結ぶことができる便利な暮らしになった反面、消費者トラブルのリスクも年々大きくなってきております。

Q2-2 お伺いします。

年代別で見た割合について教えてください。

ここからは、今答弁いただいた中の未成年の部分に絞ってお聞きしていきます。

Q2-3 令和4年度の20歳未満の相談内容を具体的に教えてください。

本市では未成年の相談件数が88件あり、その内容としては初回だけ格安で購入できるが実際には複数回契約となる定期購入などのトラブルが最も多いということでした。

Q2-4 ここで教育委員会にお伺いします。

このような、未成年の消費者トラブルなどを受け、教育現場でどのような指導や教育に落とし込まれているのでしょうか。

未成年のこういった消費者トラブルの中には、「親が知らないうちに未成年が利用する後払いサービス」を利用しているものもあります。これは、クレジットカードなどの本人確認書類や年収・職業情報が必要なく、未成年が自分の支払い能力を超える商品を後払いで購入することができます。

具体例をいくつか出しますと、①学生の娘が親に無断で、後払いできるプリペイドカードのアプリをダウンロードし、3万円分をチャージして買い物に使用した。その後、支払いを放置していたようで、弁護士事務所から債権譲渡通知書が届いた。②16歳の息子が後払い決済で洋服やアクセサリ、定期購入のサプリメントなどを次々に購入し、支払いをしていなかったようで督促状が何通も届いている。本人も総額はわからないとっている。③SNSの投げ銭やオンラインゲームの課金のため、スマホ決済で15万円分くらい使ってしまった等があります。

Q2-5 ここで伺います。

本市の消費生活センターに、こういった相談はどの程度寄せられておりますでしょうか？

この手の後払いサービスは、多くが小口の利用が多く、家庭内で発覚・解決するパターンが多くなっており、消費生活センターまで相談に来られないパターンも多いと聞いています。親が後払いサービスを知るのは、督促状が届いた時に知り、家庭内で叱られることが多いです。消費生活センターに相談するまでもない、そして学校の問題としても取り上げられることがほとんどないかもしれませんが、実際利用者は年々増加しており、社会問題の1つになってきているのは事実です。

経産省と金融庁にヒアリングしたところ、国としては調査や規制を行っておらず、注意喚起などありませんが、さすがに13歳から利用できるといったことを問題視し、バンドルカード（株式会社カヌム）は2023年12月4日付で対象年齢を18歳から引き上げるなどの対策を講じています。

Q2-6

未成年の後払いサービスの正しい利用について、市としての啓発はもちろん、学校での啓発や金融教育で触れていただきたいと考えますが、ご所見をお伺いします。

今日は、日本中で増えてきている後払いサービスについて取り上げました。利用者が多くビジネスとして成立しており、特に若者の広がりが大きいようです。学校と連携した金融教育・消費者教育を通じ、しっかりと金融リテラシー向上の取り組みを要望しまして、私の一般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました！